

平塚市知的対流推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、平塚市知的対流推進事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第3条第2項に定める資金支援である平塚市知的対流推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、補助金等の交付に関する規則（昭和54年規則第4号）及び実施要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 直接経費

実施要綱第2条第4号の協定締結プロジェクト（以下「協定締結プロジェクト」という。）を実施するにあたり、技術開発又は実証に直接的に必要な経費をいう。

(2) 間接経費

直接経費に対して一定比率で手当てされるもので、技術開発又は実証の管理等に必要な経費をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となるものは、実施要綱別表第1の資金支援の適用要件を満たしていなければならない。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、当該年度に要する協定締結プロジェクトに係る経費（消費税及び地方消費税額を除いたもの）で、別表第1に定めるものとする。

- 2 補助対象となる経費に充てるために収入する国庫支出金等の特定財源がある場合は、それらを控除した額を補助対象経費とする。
- 3 補助対象経費に算入できる間接経費の額は、直接経費の20%を上限とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で別表第2に基づき算出された金額とする。

- 2 別表第2のいずれの段階に該当するかは、当該年度に実施する協定締結プロジェクトの主たる状況を基準として判断するものとする。
- 3 前2項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、平塚市知的対流推進事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 補助金計画概要書（第2号様式）
- (2) 補助金収支予算書（第3号様式）

- (3) 知的対流推進事業プロジェクト認定通知書（実施要綱第4号様式）の写し又は知的対流推進事業プロジェクト変更認定通知書（実施要綱第6号様式）の写し
- (4) 市税完納証明書（平塚市に納税義務がある場合に限る）
- (5) 登記事項証明書又はこれに代わるもの
- (6) 非公表希望事項調書（第4号様式）（対外的に非公表を希望する事項がある場合に限る）
- (7) その他市長が特に必要と認めるもの

（補助金の交付決定の通知）

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請については、内容を審査し、その結果を平塚市知的対流推進事業補助金交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

2 前項の規定に基づき、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助認定プロジェクト責任者」という。）が実施する事業を補助認定プロジェクトという。

（変更申請）

第8条 補助認定プロジェクト責任者は、補助金計画概要書（第2号様式）の内容に大幅な変更が生じる場合又は前条の規定に基づく交付決定の金額に変動が生じることが明らかな場合は、すみやかに平塚市知的対流推進事業補助金変更申請書（第6号様式）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 平塚市知的対流推進事業補助金交付決定通知書（第5号様式）の写し
- (2) 補助金計画概要書（第2号様式）
- (3) 補助金収支予算書（第3号様式）
- (4) 変更後の実施内容の詳細が分かる資料
- (5) 非公表希望事項調書（第4号様式）
- (6) その他市長が特に必要と認めるもの

2 補助認定プロジェクト責任者は、交付決定年度内に当該補助認定プロジェクトが完了しない場合で補助金を翌年度に繰越しすることを希望する場合は、前項に規定する手続きを12月10日までに行わなければならない。

（変更決定）

第9条 市長は、前条の規定による変更申請について、内容を審査し、その結果を平塚市知的対流推進事業補助金変更決定通知書（第7号様式）により補助認定プロジェクト責任者に通知するものとする。

（実施状況の現地確認）

第10条 市長は、第7条又は前条の規定に基づく通知後6か月以内に補助認定プロジェクトの状況を現地確認する。ただし、特段の事情がある場合は、この限りでない。

2 補助認定プロジェクト責任者は、前項の規定に基づく現地確認の際に、必要な説明を行い、ヒアリング、現地立ち会い及び資料提出など調査に協力しなければならない。

(実績報告書)

第11条 補助認定プロジェクト責任者は、当該補助認定プロジェクトが完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は完了の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、平塚市知的対流推進事業補助金実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金成果報告書（第9号様式）
- (2) 補助金収支決算書（第10号様式）
- (3) 支出を証する書類の写し
- (4) その他市長が特に必要と認める書類

(額の確定通知)

第12条 市長は、前条の規定により提出された書類の内容を審査し、適当と認めたときは、平塚市知的対流推進事業補助金額確定通知書（第11号様式）を補助認定プロジェクト責任者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助認定プロジェクト責任者は、平塚市知的対流推進事業補助金額確定通知書（第11号様式）を受け取ってから10日以内に補助金支払請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の規定により提出された請求書の内容を審査し、適当と認めたときは、すみやかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、次の各号いずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し又は変更し、既に補助金が交付されているときは、補助認定プロジェクト責任者に対して補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。この場合、補助認定プロジェクト責任者は、すみやかに補助金の全部又は一部の返還に応じなければならない。

- (1) 実施要綱第13条の規定に該当したとき
- (2) 補助条件に違反したとき
- (3) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (4) その他市長が補助金の返還を求めることが妥当と判断したとき

(補助認定プロジェクト責任者の責務)

第16条 補助認定プロジェクト責任者は、市長が補助金を交付した年度の翌年度から5年間、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 補助認定プロジェクトの成果に関して対外的に発表等を行う際に、本補助金を充てていることを明示するとともに、事前に本市に連絡すること
- (2) 補助認定プロジェクトの経費は、会計帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明らかにすること

- (3) 前号の書類は、補助認定プロジェクトの完了（取り消しを受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存すること

(財産処分の制限)

第17条 補助認定プロジェクト責任者は、補助認定プロジェクトにより取得し、又は効用の増加した取得金額5万円以上の財産を市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助認定プロジェクト責任者が交付を受けた補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに、第7条又は第9条の規定に基づく通知に定める期間を経過した場合はこの限りではない。

2 市長は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、補助認定プロジェクト責任者に対し、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、平塚市知的対流推進事業補助金を交付することについて必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

直接経費	①製品の開発及び改良、試験等に関する経費
	②技術の開発及び改良、試験等に関する経費
	③製造又は生産方法の開発及び改良に関する経費
	④データ取得等、委託・外注により行う調査に関する経費
間接経費	⑤技術開発又は実証の管理等に必要な経費

別表第2（第5条関係）

	各段階において実施する内容	補助率
研究段階	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎研究から応用研究への展開 ・将来的な性能の目標値の設定 ・実用化、商用化に向けたコスト分析 	補助対象経費の 10/10以内
実証・改良段階	<ul style="list-style-type: none"> ・プロトタイプが機能することの確認 ・実用化、商用化に向けた実用型モデルの実証段階 ・実証したモデルの改良（商用化前） 	
実用化・商用化段階	<ul style="list-style-type: none"> ・製造、導入プロセスを含めて、実際の導入環境における実証が完了 ・開発機器、システムの改良が完了し、実用化、商用化に向けた水平展開段階 	補助対象経費の 3/4以内

※いずれの段階に該当するかは、当該年度に実施する協定締結プロジェクトの主たる状況を基準として判断し、最も適切な1つを選択